

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）用電線管のサポートに破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）にチューブリークが認められたため、当該熱交換器を点検・修理	C	
3	1号機	重油タンク（No.1・2）フェンスの基礎部の一部にひび割れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	制御棒引抜監視装置（chA）に軽故障「平均出力領域モニタ伝送エラー」が発生したため、調査後、対応検討	C	
5	2号機	試料採取系の燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口サンプル流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	高圧復水ポンプ室換気空調系局所空調機（21）にVベルトの緩み、および電動機軸受部（プーリー側）に異音が認められたため、当該Vベルトを点検・調整および電動機を点検・修理	D	
7	3号機	原子炉圧力容器表面温度記録計に指示値不良（24点中1点）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
8	3号機	試料採取系の廃棄物処理建屋排気ファン出口側サンプルポンプより異音の発生が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
9	3号機	活性炭ホールドアップ設備用補機冷却系冷却塔（A）にチューブリークが認められたため、当該冷却塔を点検・修理	D	
10	4号機	高圧注水系タービン潤滑油供給電磁弁2台および潤滑油圧力計の配管接続部に油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	集中環境施設	雑固体焼却炉雑固体投機（B）の雑固体投入ダンパに雑固体の噛み込みによる動作不良（全閉できない）が認められたため、当該ダンパを点検	D	
12	集中環境施設	廃液乾燥固化系使用済樹脂ポンプが、同ポンプ昇降用チェーンの破損により使用済樹脂一時受タンク内に落下したため、対応検討	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉設備排気筒放射線モニタトリウム捕集装置（B）に「冷凍部温度異常」警報が発生したため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで